

## ～後期高齢者医療制度～ 新しい保険証を7月末までにお届けします



現在、後期高齢者医療制度の加入者には、オレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」を1人に1枚お渡ししておりますが、有効期限が「平成25年7月31日」のため、7月末までに市健康増進課から **有効期限 平成26年7月31日** と記載された **新しい被保険者証（むらさき色）** をお届けします。

なお、お届けする新しい被保険者証（むらさき色）の一部負担金の割合（1割または3割）は、平成24年中の所得を基に改めて判定しています。

※8月1日以降は古い被保険者証（オレンジ色の後期高齢者医療被保険者証）は使用できません。

### 【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）  
TEL 32・4120 / FAX 35・0173

### 後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成26年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号及び印	<input type="text"/>

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は  
**平成26年7月31日**  
になっています。



『限度額適用・標準負担額減額認定証』  
などの更新時期です！

医療機関で診療を受けた際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。同認定証は7月末が有効期限のため、今月は更新時期になります。

### ◆後期高齢者医療制度◆

◎同認定証を現在お持ちで、平成25年度も住民税非課税世帯の方該当される方には、市健康増進課より同認定証を7月末頃送付します。  
※申請は必要ありません。

◎住民税非課税世帯で新たに認定を希望される方  
交付申請の手続きをしてください。

### 【申請に必要なもの】

- ★後期高齢者医療被保険者証
- ★印鑑

### 【申請先】

市健康増進課医療・年金担当（市役所1階④番窓口） TEL 32・4120 / FAX 35・0173

### ◆国民健康保険◆

8月以降も利用を希望される方は、交付申請の手続きをしてください。  
なお、国民健康保険税の滞納がある方は同認定証を交付できない場合があります。

### 【対象者】

- ★70歳未満の方
- ★70歳以上で住民税非課税世帯の方

### 【申請に必要なもの】

- ★同認定証が必要な方の被保険者証
- ★世帯主の印鑑

### 【申請先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口） TEL 32・213 / FAX 35・0173